

## 解雇のルールの確認

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

解雇は、使用者がいつでも自由に行えるというものではありません。  
なにかとトラブルになりやすい「解雇のルール」について確認しましょう。

### 1. 解雇事由(どんなときに解雇されるのか)の明示義務

就業規則と労働契約書(労働条件通知書)に、解雇事由をあらかじめ示してあること、又、解雇するときには、その要件に合致することが必要です。

### 2. 解雇権の濫用による解雇は無効

就業規則や労働契約書に解雇事由が明示されていたとしても、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」と法律で定められています。(労働契約法第16条)  
「体調が悪く連絡できないまま無断欠勤をした」といったやむを得ない理由がある場合や、単に「商品を壊した」、「服装がだらしない」といった理由だけで解雇することはできません。

### 3. 解雇の種類

(1) 普通解雇・・・整理解雇、懲戒解雇以外の解雇。労働契約の継続が困難な事情があるときに限られます。

(例) ・勤務成績が著しく悪く、指導を行っても改善の見込みがないとき。

・健康上の理由で、長期にわたり職場復帰が見込めないとき。

・著しく協調性に欠けるため業務に支障を生じさせ、改善の見込みがないとき。

(2) 整理解雇・・・経営悪化により、人員整理を行うための解雇。

職員への説明を行うとともに、できる限り解雇を回避するための措置を尽くすこと等が必要です。

(3) 懲戒解雇・・・職員が極めて悪質な規律違反や非行を行ったときに懲戒処分として行うための解雇。

**※就業規則や労働契約書にその要件を具体的に明示しておくことが必要。**

### 4. 解雇予告

解雇する場合、少なくとも30日前に予告するか30日以上平均賃金(解雇予告手当)を支払う必要があります。解雇予告は口頭でも有効ですが、口約束では後にトラブルの原因となりますので、解雇日と具体的な理由を明記した「解雇通知書」を作成したほうが良いとされています。

なお、「職員の責に帰すべき理由による解雇の場合」や「天災地変等により事業の継続が不可能となった場合」は、解雇予告や解雇予告手当の支払いをせずに、即時解雇をすることができます。ただし、解雇を行う前に労働基準監督署長の認定(解雇予告除外認定)を受ける必要があります。

**※解雇はトラブルが発生しやすいので、事前に社会保険労務士など専門家にご相談下さい。**

## 割増賃金の基礎となる賃金

割増賃金を計算する際の賃金について教えてください。



割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額」です。例えば月給制の場合、各種手当も含めた月給を、1か月の所定労働時間で割って、1時間当たりの賃金額を算出します。



全ての手当が対象になるのでしょうか？



諸手当のうち、労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給される次の手当は対象外となります。

- (1) 家族手当 (2) 通勤手当
- (3) 別居手当 (4) 子女教育手当
- (5) 住宅手当
- (6) 臨時に支払われた賃金
- (7) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



ただし、(1)～(5)の名称であれば全て、割増賃金の基礎となる賃金から除外できるというわけではありません。  
例えば、家族手当、通勤手当、住宅手当については、家族数や通勤距離、住宅の形態(賃貸・持家)に関わらず一律に支給されている場合、割増賃金の基礎となる賃金から除外できません。



名称で判断するのではなく、支給額等実態で判断する必要があるということですね。  
ありがとうございました。



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。  
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健  
執筆担当者: 社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkr.co.jp

作成日: H29.12.19  
**NK-GROUP**